

美唄市高等学校等奨学金Q & A

※令和8年度から制度が新しくなりましたので、申請される方は、案内とQ & Aをよくご確認ください。

1. 対象者、要件について

【市外の高校に通う場合】

Q: 生徒本人と保護者が美唄市内に住んでいれば、市外の高校に通っていても対象になりますか？

A: はい、生徒本人と保護者が美唄市内に住んでおり、下記の高校等に該当すれば対象となります。

※高校等…学校教育法第1条に規定する高等学校（専攻科除く）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年～第3学年）、学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程）を指します。

【市外から市内の高校に通う場合】

Q: 市外に住んでいますが、美唄尚栄高校または美唄聖華高校に通っていても申請できますか？

A: はい、美唄尚栄高校または聖華高校1～3年生であれば対象となります。聖華高校の専攻科看護科は対象になりません。

【非課税世帯の場合】

Q: 住民税(市町村民税所得割)が「非課税」の世帯でも申請できますか？

A: いいえ、所得要件に「市町村民税所得割が課されていること」、「生活保護を受けていないこと」とあります。美唄市の「高等学校等奨学金」は対象外となりますが、北海道教育委員会が行う「北海道公立高校生等奨学給付金」の対象であるため、通学している高校等へお問い合わせください。

2. 奨学金の給付について

【返済の有無】

Q: この奨学金は将来返還（返済）する必要がありますか？

A: 返還不要の「給付型」です（ただし、虚偽の申請や規則違反があった場合は返還を求められることがあります）。

【支給金額及び支給時期について】

Q: 月額はいくら、いつ支給されますか？

A: 月額9,500円（年間上限11万4,000円）で令和8年度中に在学している月数分を、年2回に分けてお振込みします。今年度は、1回目を12月、2回目を翌年4月に予定しています。

3. 申請・手続きについて

【申請時期と手続き】

Q: 申請は毎年必要ですか？また、時期はいつ頃ですか？

A: 給付期間は1年間のため、毎年申請が必要です。

受付期間は、令和8年9月1日（火）～10月16日（金）です。

（つづきます）

① 教育委員会に直接持参する場合

必ず平日の開庁時間内（8:45～17:15）にお越しください。土日祝日は受付できません。ご注意ください。

② 郵送する場合

郵送事故防止のため、必ず「簡易書留」で発送してください。※郵送の場合は10月16日必着。

【申請に必要な書類】

Q：申請に必要な書類を教えてください。

A：奨学生申請書（別記様式第1号、様式に変更があります）に以下の書類を添え、提出してください。

- (1) 在学証明書
 - (2) 保護者等に係る前年の収入を証明できる書類のほか、それらの事実を証明できる書類
（「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」、「源泉徴収票」、「確定申告書の控え」、「所得・課税証明書」など）
 - (3) 保護者等に係る申請年度分の道府県民税及び市町村民税の課税状況を証する書類
 - (4) 保護者等に係る市税の滞納がないことを証する書類
（お住まいの市区町村役所で発行されたものを提出してください。なお、**札幌市に住所がある方は、札幌市役所または各市税事務所**で発行してもらってください。）
 - (5) 申請年度の前年度における学業成績証明書
（例：高校1年生⇒中学校3年生時の証明書。開封せずに提出してください）
 - (6) 借家等にお住まいの方は、その事実を証明できる書類
（家賃証明書、賃貸借契約書の写し、直近の家賃振込控えなど）
- ※(2)～(4)について、令和8年1月1日に美唄市に住所を有している保護者等の方は教育委員会が美唄市の税務課に確認するため提出は不要です。

【途中で転出・転校した場合】

Q：受給期間中に転出や転校をした場合はどうすればいいですか？

A：転出や転校など異動が生じた日から10日以内に「奨学生変更届出書」を提出する必要があります。
美唄市教育委員会までご連絡ください。